

研究倫理教育実施体制

研究倫理最高責任者
(学長)

適切な
リーダーシップ

研究倫理統括責任者
(研究担当理事)

研究倫理委員会

研究担当理事(委員長)
教育担当理事
総務担当理事
財務担当理事
各学部等の評議員(各1名)
各研究科長が推薦する教員(各1名)
副理事(総務担当)
その他委員会が必要と認めたもの

委員会所掌事項
(研究倫理委員会実施細則より)

- ①倫理規定の運用に関すること
- ②研究倫理に関する学長からの諮問に関すること
- ③研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること
- ④研究倫理に反する行為に係る調査に関すること
- ⑤研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、相談等の調査に関すること
- ⑥その他研究倫理に関し必要な事項

研究倫理教育計画
策定

研究倫理教育責任者
(各部局長)

研究倫理教育副責任者
(必要に応じ任命)

部局ごとに
研究倫理教育の実施

各部局